参考資料８

定義や用語が分かりづらい例

□　整備基準の構成が分かりづらい例

敷地内通路、傾斜路の基準について、有効幅員や勾配など、重複している部分がある。

→　重複している部分については、一番厳しい基準を適用することとなるが、事業者には何が適用されるのか分かりづらい

□　整備基準の文章が分かりづらい例

＜別表２の１の 15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備＞

建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等又はみんなのトイレの配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第４章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第２条第 17 項に規定する特別特定建築物及び条例第 29 条各号に掲げる同法第２条第 16 号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。

→　意味が伝わっておらず、事業者からの問合せが多い

＜参考＞

バリアフリー法では告示により、「文字等の浮き彫り」「音による案内」「点字及び前二号に類するもの」と列挙されている

□　法律との違いにより分かりづらい例

■施設の用途

条例	法律
施行規則別表第１により用途区分を定めている。用途の判断については、特定行政庁が決定している。	政令５条により特別特定建築物を定めている。用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本としている。

→　・事業者はそれぞれ別々に確認する必要があり、煩雑となっている

・条例と法令で判断が異なることがある

（例）助産所：条例では福祉施設、法律では病院又は診療所

■用途面積

条例	法律
棟単位で算定している	敷地単位で算定している

→　同一用途の複数棟が設置されたとき、法律では適合義務となるものの、条例では事前協議対象外となることがある

（例）運動施設

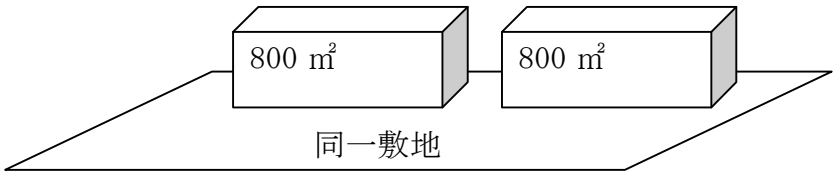

・バリアフリー法の適合義務（1000 ㎡以上）
　→　敷地単位で 1,600 ㎡となるため適合義務
・条例の事前協議対象：1000 ㎡以上
　→　棟単位でそれぞれ 800 ㎡となるため事前協議対象外

■増築等時の用途面積

条例	法律
増築等面積にかかわらず、増築等後の規模で算定している	増築等の面積で算定している

→　法律に比べて条例の方が、事前協議の対象施設が大幅に多い

■増築等時の整備箇所

条例	法律
・増築等の部分 ・当該増築等の部分に至る経路	・増築等の部分 ・当該増築時の部分に至る経路 ・便所、駐車場 ・便所、駐車場に至る経路

→　法律よりも条例の方が、整備箇所が少ない

別表第１（第１条の２、第４条関係）

公共的施設	用　　途	指定施設の規模等
１　官公庁施設	国、地方公共団体及び第１2 条各号に掲げる者の事務又は事業の用に供するもの	すべてのもの
２　教育文化施設	(1)　学校及びこれに類する施設のうち次に掲げるもの（以下「学校等」という。）の用に供するもの ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第１項に規定する各種学校 イ　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 98 条第１項に規定する自動車教習所 ウ　ア及びイに掲げる施設に類するもの	すべてのもの
	(2)　図書館及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア　図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館 イ　博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第２条第１項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設 ウ　ア及びイに掲げる施設に類するもの	
	(3)　動物園、植物園及び遊園地（以下「動物園等」という。）の用に供するもの	
	(4)　集会場及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア　集会場及び公会堂 イ　社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条に規定する公民館 ウ　ア及びイに掲げる施設に類するもの	
３　医療施設	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所の用に供するもの	すべてのもの
４　福祉施設	社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの (1)　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条第１項に規定する児童福祉施設 (2)　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第５条第１項に規定する身体障害者社会参加支援施設 (3)　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第１項に規定する保護施設 (4)　売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設 (5)　老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の２第３項及び第４項に規定する事業を行う施設、同法第５条の３に規定する老人福祉施設並びに同法第 29 条第１項に規定する有料老人ホーム (6)　母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 38 条に規定する母子福祉施設 (7)　母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第２項に規定する母子健康センター (8)　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第８条第 25 項に規定する介護老人保健施設 (9)　障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第５条第６項に規定する生活介護を行う施設及び同条第８項に規定する短期入所を行う施設（同条第 12 項に規定する障害者支援施設を除く。）、同条第 12 項に規定する障害者支援施設、同条第 21 項に規定する地域活動支援センター並びに同条第 22 項に規定する福祉ホーム (10)　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第２項第７号に規定する授産施設及び同条第３項第 11 号に規定する隣保館等の施設 (11)　(1)から(10)までに掲げる施設に類するもの	すべてのもの
５　商業施設	(1)　公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア　ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第２条第２項に規定する一般ガス事業者の事務所 イ　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第２号に規定する一般電気事業者の事務所 ウ　電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第２条第５号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）の事務所 (2)　金融機関の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア　農林中央金庫の事務所 イ　株式会社商工組合中央金庫の事務所 ウ　日本銀行の支店及び出張所 エ　農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会の事務所（同法第 10 条第１項第３号に規定する事業を行うものに限る。） オ　金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第２条第９項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店その他の営業所 カ　水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第２条に規定する水産業協同組合の事務所（同法第 11 条第１項第４号に規定する事業を行うものに限る。） キ　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第３条第２号に規定する信用協同組合の事務所 ク　株式会社日本政策金融公庫の事務所	すべてのもの

	ケ　株式会社日本政策投資銀行の事務所 コ　信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫の事務所 サ　長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第２条に規定する長期信用銀行の本店、支店その他の営業所 シ　労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）による労働金庫の事務所 ス　銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第２条第１項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	
	(3)　(1)及び(2)に掲げるもの以外の商業施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア　物品販売業を営む店舗及び飲食店 イ　理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第１条の２第３項に規定する理容所 ウ　質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第１条第２項に規定する質屋の営業所 エ　クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第２条第４項に規定するクリーニング所 オ　宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者の事務所 カ　旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第２条第１項に規定する旅行業を営む者の営業所 キ　美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第２条第３項に規定する美容所 ク　貸衣装屋 ケ　イからクまでに掲げるものに類するサービス業を営む店舗	用途面積が 200 平方メートル以上のもの
6　公共交通機関の施設	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第２条第５号に規定する旅客施設	すべてのもの（同法第８条第１項の規定により旅客施設を新たに建設し、又は大規模な改良をする場合にあっては、別表第２の２の表１の項(1)から(3)まで及び２の項に規定する整備項目に係る部分に限る。）
7　駐車場	駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第２条第２号に規定する路外駐車場の用に供するもの（自動車の駐車の用に供する部分に駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの
8　共同住宅	共同住宅又は寄宿舎の用に供するもの	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
9　事務所	事務所の用に供するもの（１の項及び５の項に該当するものを除く。）	
10　宿泊施設	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第２条第１項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の用に供するもの	
11　公衆浴場	公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第１条第１項に規定する公衆浴場の用に供するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
12　地下街等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第８条の２第１項に規定する地下街及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第１（16 の３）項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものの用に供するもの	すべてのもの
13　運動施設	体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の用に供するもの	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
14　興行・遊興施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場の用に供するもの	用途面積が 300 平方メートル以上のもの
15　展示施設	展示場の用に供するもの	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
16　工場	工場の用に供するもの	
17　公衆便所	公衆便所の用に供するもの（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。）	すべてのもの
18　複合用途建築物	１の項から 17 の項までに掲げるものの２以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの

備考　用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計をいう。

7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

政令第379号

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第２条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第９条第１項及び第２項、第14条第１項、第19条、第32条第５項、第39条第１項及び第３項、第53条第３項並びに附則第４条第３項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第１条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が5,000人以上であること。

二　次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。

イ　当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。

ロ　当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。

三　前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第２条　法第２条第九号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和27年法律第180号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）

第３条　法第２条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第13条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一　都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

二　屋根付広場

三　休憩所

四　野外劇場

五　野外音楽堂

六　駐車場

七　便所

八　水飲場

九　手洗場

十　管理事務所

十一　掲示板

十二　標識

（特定建築物）

第４条　法第２条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第３条第１項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第１項又は第２項の伝統的建造物群保存地区内における同法第２条第１項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

一　学校

二　病院又は診療所

三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四　集会場又は公会堂

五　展示場

六　卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　事務所
九　共同住宅、寄宿舎又は下宿
十　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十一　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十二　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
十三　博物館、美術館又は図書館
十四　公衆浴場
十五　飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十六　郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十七　自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
十八　工場
十九　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
二十　自動車の停留又は駐車のための施設
二十一　公衆便所
二十二　公共用歩廊

（特別特定建築物）
第５条　法第２条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
一　盲学校、聾学校又は養護学校
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
九　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
十　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十一　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
十二　博物館、美術館又は図書館
十三　公衆浴場
十四　飲食店
十五　郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七　自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
十八　公衆便所
十九　公共用歩廊

（建築物特定施設）
第６条　法第２条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一　出入口
二　廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
三　階段（その踊場を含む。以下同じ。）
四　傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
五　エレベーターその他の昇降機
六　便所
七　ホテル又は旅館の客室
八　敷地内の通路
九　駐車場
十　その他国土交通省令で定める施設

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）
第７条　法第２条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の２第１項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第６条第１項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
２　法第２条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の３第１項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第